

綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）等の影響により、農業経営に必要な燃料、肥料等の経費に係る価格が高騰していることを受け、農業者及び農業法人に対し、事業の継続を支援するため予算の範囲内において給付金を支給することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者は、市内に住所を有する農業者（年間150日以上農業に従事し、自ら20アール以上の農地を耕作する者をいう。）又は市内に本店の所在を有する農業法人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 農産物を生業として市場等に農産物を出荷し、当該農産物の年間販売金額の合計が50万円以上である者
- (2) 納期限の到来した市税を完納している者
- (3) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号までの規定に該当しない者
- (4) 今後も農業を継続する意思がある者

2 前項に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者とする。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、別表1に定める額とする。

(給付金の支給の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金支給申請書（第1号様式）及び同意書兼誓約書（第2号様式）（次項において「申請書等」という。）に別表2に定める書類を添付して、令和5年12月28日までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書等（当該申請書等に添付すべき書類を含む。）が郵便により提出された場合は、その郵便物に通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす。

(給付金の支給の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給の可否及び額を決定するとともに、綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金支給(不支給)決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(給付金の請求)

第6条 前条の規定による給付金の支給の決定を受けた者は、その支給を受けようとするときは、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を適当と認めたときは、請求書の提出があった日から30日以内に支払うものとする。

(給付決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に支給した給付金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

- (1) この要綱又は法令に違反したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は前項に規定する取消しを決定したときは、綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金支給決定取消通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告は、同条第1項ただし書の規定により提出を要しない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金支給要綱の規定により支給の決定を受けた給付金については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1（第 3 条関係）

農産物の年間販売金額の合計額	給付金額
300万円以上	20万円
200万円以上300万円未満	10万円
50万円以上200万円未満	5万円

- 備考 1 農業者に係る農産物の年間販売金額の合計額は、令和 4 年分所得税青色申告決算書（農業所得用）又は令和 4 年分収支内訳書（農業所得用）の控えに記載された販売金額によるものとする。
- 2 農業法人に係る農産物の年間販売金額の合計額は、申請日において、既に提出している最新の法人税申告書に添付した決算書又は売上明細書に記載の農産物の販売金額によるものとする。

別表 2 (第 4 条関係)

農業者	1	令和 4 年分の所得税確定申告書第一表の控え ※所得税確定申告書第一表の控えには、收受日付印が押印されていること。e-Tax による申告の場合は「受信通知 (メール詳細)」を添付すること。	
	2	青色申告の場合	令和 4 年分所得税青色申告決算書 (農業所得用) の控え
		白色申告の場合	令和 4 年分収支内訳書 (農業所得用) の控え
	3	振込先が確認できる本人名義の通帳の写し	
	4	その他市長が必要と認める書類	
農業法人	1	法人税申告書別表一の控え ※申請日において、既に提出している最新のものとする。 ※確定申告書第一表の控えには、收受日付印が押印されていること。e-Tax による申告の場合は「受信通知 (メール詳細)」を添付すること。	
	2	1 の法人税申告書に添付した決算書 ※決算書に記載された売上高に農産物の販売金額以外の金額が含まれている場合には、農産物の販売金額とこれ以外の金額に分けた売上明細書を添付すること。	
	3	振込先が確認できる法人名義の通帳の写し	
	4	その他市長が必要と認める書類	

第1号様式（第4条関係）

綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金支給申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金支給要綱第4条の規定により、次のとおり給付金の支給を申請します。

1 主たる営農類型（いずれかに○）

- (1) 稲作 (2) 露地野菜 (3) 施設野菜 (4) 果樹類 (5) 花き・植木
(6) その他()

2 耕作面積

3 年間農業従事日数 日

4 販売金額 万円

5 添付書類

- (1) 令和4年分の所得税確定申告書第一表の控え又は最新の法人税申告書別表一の控え（収受日付印の押印が必要です。e-Taxによる申告の場合、受信通知（メール詳細）を添付してください。）
(2) 令和4年分所得税青色申告決算書（農業所得用）若しくは令和4年分収支内訳書（農業所得用）又は最新の決算書等
(3) 振込先が確認できる申請者又は法人名義の通帳の写し
(4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

同意書兼誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

給付金の支給の審査に当たり、市税の納付状況及び綾瀬市暴力団排除条例第2条第3号から第5項までに規定する暴力団等のいずれにも該当しないことを確認することについて同意します。

また、綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金支給要綱第2条に該当していること及び給付金の申請に係る第1号様式その他提出書類に記載した情報に偽りがないことを誓約します。

以上について、重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

以上

第3号様式（第5条関係）

綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金の支給については、綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金支給要綱第5条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 支給の可否	可 ・ 否 (否の理由：)
2 支給決定額	円
3 支給の条件	綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金支給要綱を遵守すること。

第4号様式（第7条関係）

綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金支給決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで給付金の支給決定を行った綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金については、次のとおり支給決定を取り消したので、綾瀬市農業経営費高騰対策臨時給付金支給要綱第7条の規定により通知します。

取消しの内容	
取消しの理由	